

安城市任期付職員（事務職、保育士・教諭職） 採用候補者試験実施要項

1 採用予定人員、受験資格等

| 職種 | 採用 予定 | 受験資格 | | 備考 |
|-------------|-----------|---|-------------------|---|
| | | 免許・資格等 | 年齢 | |
| 事務職 | 10人 程度 | パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人 | 昭和38年4月2日以降に生まれた人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業等取得職員の任期付代替職員として、正規職員と同様の職務に従事します。 ・ 採用期間は1年とし、勤務成績により更新の可能性があります。但し最長3年とします。 ※任期満了後に再度の任用を希望する場合は、改めて試験を受けなければなりません。 |
| 保育士・ 教諭職 | 35人 程度 | 保育士資格（資格の登録を受けることを要する。）及び幼稚園教諭免許のいずれも有する人（任期更新者は、これらのいずれかのみでも可） | 昭和38年4月2日以降に生まれた人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく任期付職員として、正規職員と同様の職務に従事します。 ・ 採用期間は1年とし、勤務成績により更新の可能性があります。但し最長5年とします。 ※任期満了後に再度の任用を希望する場合は、改めて試験を受けなければなりません。 |

※合格者は、令和5年4月1日に採用する予定です。

※60歳に達する日以後における最初の3月31日を任用期限とします。

※2つ以上の職種又は任期付短時間勤務職員採用候補者試験と併願することはできません。

2 受験申込方法

| | |
|------|--|
| 申込方法 | 郵送により次の書類を提出 ・ 受験申込書 ※人事課で交付する所定の用紙（安城市公式ウェブサイトから印刷可） ・ 保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し【保育士・教諭職のみ】 ※取得見込の場合は、学校が発行する見込証明書でも可 |
| 申込先 | 〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所 企画部人事課人事係 |
| 受付期間 | 令和4年10月3日（月）から同月28日（金）【必着】まで ※任期更新者には、別途通知します。 |

3 試験内容及び試験日程

(1) 書類選考

申込時に提出された受験申込書により書類選考を行います。書類選考の結果は、合格・不合格にかかわらず、申込者全員に**11月中旬**に郵送により通知します。

(2) 試験

ア 事務職

| 試験内容 | 試験日程 | 結果通知 |
|------------------------------------|------------------------------------|-------|
| ・事務能力基礎試験（国語能力及び数的処理能力） ・個別面接試験 | 令和4年11月20日（日） ※任期更新者には、別途通知します。 | 12月下旬 |

※任期更新者は、（1）の書類選考及び（2）の試験のうち事務能力基礎試験を免除しますが、過去の人事評価結果を採点の対象とします。

イ 保育士・教諭職

| 試験内容 | 試験日程 | 結果通知 |
|----------------|---------------|-------|
| ・作文 ・集団面接試験 | 令和4年11月20日（日） | 12月下旬 |

※任期更新者は、（1）の書類選考及び（2）の試験のうち作文を免除しますが、過去の人事評価結果を採点の対象とします。

4 給与

(1) 初任給（地域手当を含む。）

211,344円

※令和4年4月1日現在（社会経済情勢の変化に応じて改定される場合があります。）

※4年制大学以外を卒業した場合は、職歴によって金額が異なる場合があります。

(2) 諸手当

期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当（時間外勤務を行った場合）等を支給します。

5 勤務時間及び出勤日

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで

※必要に応じて時間外勤務があります。

(2) 出勤日

原則として月曜日から金曜日まで

※配属先によっては、土・日曜日及び祝日が出勤が出勤日となる場合があります。

6 休暇等

休暇等については、一般職で任期の定めのない常勤職員の例によりますが、一部異なる運用があります（事務職は、育児休業等取得職員の任期付代替職員であるため、育児休業を取得することができません。）。

7 その他

(1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。

(2) 提出書類は、理由を問わず返却しません。

(3) 給与、休暇等は、条例の改正により変更となる場合があります。

<問合せ先> 安城市役所 企画部人事課人事係 電話：0566-71-2203 (直通)